

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

原告準備書面（5）要旨

―第2事件について不開示処分の取消請求についての原告の主張―

2025年5月16日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人兼第1事件原告

弁護士 米 倉 洋 子

任命拒否をされた6名は、政府に対し、「2020年の日本学術会議の任命にかかる自己に関して保有している一切の保有個人情報」の開示を請求しましたが、政府はこの請求に対し「不開示」又は「一部不開示」の処分をしました。本準備書面では、これらの不開示処分が違法であり、取り消されるべきであることを述べます。

1 自己情報の開示請求は、憲法が保障するプライバシー権の行使であること

日本の憲法学では、憲法13条はプライバシーの権利を保障しており、それは「自分に関する情報をどの範囲で開示し利用させるかを自分で決める権利」としての「自己情報コントロール権」とであるとされてきました。そして、昨年の「大垣事件」での名古屋高裁の判決に見られるとおり、「自己情報コントロール権」の重要性を認める裁判例が積み重なってきています。

原告ら6名は、行政機関個人情報保護法に基づいて、自分についての情報の開示を請求しました。この法律はまさに「自己情報コントロール権」を保障したものであり、政府が持っている自己情報の開示請求権のほか、事実反する情報の

訂正請求権、違法に集められた情報の利用停止請求権をも定めているのです。準備書面（６）で詳しく述べるとおり、６名はそれぞれ、任命拒否の理由を知ることができないため苦悩し、様々な被害を被っています。中には、任命拒否の根拠とされた事実に関りがあつたのではないかと考えている人もいます。

保有個人情報の開示請求は、憲法上の権利の行使であり、最大限の尊重が必要であることを強調しておきます。

２ 情報の「不存在」を理由とする不開示処分は違法であり取消されるべきであること

内閣官房の３部署は、原告らの任命に関する文書は作成も取得もしておらず不存在である、として全部不開示処分をしました。また、内閣府も、黒塗りのわずかな文書しか開示していませんので、それ以外の文書は不存在だと言っていることとなります。

しかし、公文書管理法は、行政機関の職員の文書作成・保存義務を定めています。法治国家である以上、公文書管理法が施行されている下では、政府の職員が文書の作成義務・保存義務を履行していることは当然の前提となります。

したがって、菅内閣総理大臣と杉田内閣官房副長官が相談して６名の任命拒否の意思決定をした本件では、菅氏や杉田氏が文書の作成義務を履行したことが推認されます。また、６名を任命から排除するためには、その根拠となる資料が不可欠ですから、その保存義務が履行されていることも推認されます。

そして、文書の作成・保存に関する情報が全部被告の側にある本件のような場合、被告側の方で、文書が「不存在」であること、つまり文書の作成義務を履行しなかったとか、作成・取得した文書を廃棄したことなどを証明できない限り、文書の存在は認定されるべきです。こうした立証責任の転換という考え方は、１９９２年の伊方原発訴訟の最高裁判決が認めているものです。したがって、被告が、文書が不存在であることを証明していない本件では、不開示処分は違法であり、取消されるべきです。

3 原告らの氏名や肩書を黒塗りにした一部不開示処分は違法であり取消されるべきである

内閣府大臣官房長は、一部の文書を開示しましたが、原告らの氏名・肩書を黒塗りにしてきました。被告は、これを開示すると、不開示事由とされる「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があると主張しています。

しかし、自己情報の開示請求は、情報公開請求ではプライベートな情報であるために例外的に公開できない情報を、その本人に対してだけは開示を認めるというものであり、まさに「自己情報コントロール権利」の行使です。したがって、その不開示事由は、情報公開請求の場合にもまして厳格に解釈されなければなりません。

本件で被告は、黒塗り部分に書かれているのは6名の氏名・肩書であることを認めながら、それを本人に開示すると、人事の一連のプロセスが明らかになり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるなどと主張します。しかし、まったく具体性のない主張であり、そのような「おそれ」は認められません。したがって一部不開示処分も違法であり、取り消されるべきです。

以上